定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月二日

大阪市中央区上汐二丁目六番一〇号

株式会社コノエ

代表取締役　河野　裕

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木直樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年十一月二日

東京都中央区日本橋本石町三丁目二番三号

ルーパスアルファ・アジア・ゲーエムベーハー

日本における代表者　鈴木　直樹

限定承認公告

本籍千葉県市原市姉崎五八一番地一、最後の住所東京都目黒区中根一丁目一〇番三号

被相続人　亡　神山　英治

右被相続人は平成二十三年七月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

千葉県千葉市稲毛区園生町一二三三―六稲毛パークハウスC―二一四

相続財産管理人　関　織美

限定承認公告

本籍北九州市小倉北区清水三丁目四二番地、最後の住所北九州市小倉北区大手町五番二三―四〇五号

被相続人　亡　岡崎　勝治

右被相続人は平成二十三年四月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十三年十月二十五日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

北九州市小倉北区上到津三丁目一四番四号

相続財産管理人　岡崎　照夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億円減少することに致しました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年二月八日

掲載頁　八十九頁（号外第二十五号）

平成二十三年十一月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少することに致しました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十八日

掲載頁　一〇四頁（号外第九十一号）

平成二十三年十一月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少することに致しました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十八日

掲載頁　一〇六頁（号外第九十一号）

平成二十三年十一月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年三月二十五日付官報の号外第六十号八十八頁に掲載されています。

平成二十三年十一月二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

乃木坂ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資二十七億六千万口を二十六億六千万口に消却することと致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十二月九日までに当社にご提出ください。

平成二十三年十一月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資五十一億七千五百万口を五十億二千五百万口に消却することと致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十二月九日までに当社にご提出ください。

平成二十三年十一月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資十五億四千百万口を十四億九千百万口に消却することと致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十二月九日までに当社にご提出ください。

平成二十三年十一月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　野坂　照光

訂正公告

平成二十三年十月二十五日（号外第二三〇号）掲載のドリーム観光バス株式会社に係る資本金の額の減少公告及び第十五期決算公告（枠組）中、所在地「新潟市西蒲区馬堀字館ノ越四七〇七番地一」とあるは、「新潟市西蒲区馬堀字館ノ腰四七〇七番地一」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年十一月二日

新潟市西蒲区馬堀字館ノ腰四七〇七番地一

ドリーム観光バス株式会社

代表取締役　髙井　学

正誤

平成二十三年九月二十二日（号外第二百六号）公布厚生労働省令第百十六号（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

二一ページ様式第二中「（様式第二）」は「様式第二（附則第二条第二項関係）」の誤り。

二二ページ様式第三中「（様式第三）」は「様式第三（附則第二条第二項関係）」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
二四	上	一七	第五条十七項	第五条第十七項
〃	〃	二一	第五条第二項中	附則第五条第二項中
〃	〃	第五条二十一項	第五条第二十一項	

平成二十三年十月十一日外務省告示第三百四十四号（円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四	下	二二	九〕	アルバード
〃	〃		アルバード	

平成二十三年九月三十日（号外第二百十一号）厚生労働省告示第三百七十一号（薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
七〇	上	一七〜一六	終りから第三百六十八号	第三百六十九号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二日付第二三七号六　四ページ●同日付政府調達第二〇六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）